

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年 4 月30日</p> <p>[一部改正]平成13年 8 月 2 日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年 7 月16日雇児発第0716001号 平成16年12月 3 日雇児発第1203002号 平成17年 6 月 1 日雇児発第0601001号 平成18年 6 月27日雇児発第0627001号 平成19年 7 月25日雇児発第0725001号の 1 平成20年 6 月12日雇児発第0612014号の 1</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年 4 月30日</p> <p>[一部改正]平成13年 8 月 2 日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年 7 月16日雇児発第0716001号 平成16年12月 3 日雇児発第1203002号 平成17年 6 月 1 日雇児発第0601001号 平成18年 6 月27日雇児発第0627001号 平成19年 7 月25日雇児発第0725001号の 1 平成20年 6 月12日雇児発第0612014号の 1</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p>
<p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について (略)</p>	<p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。</p> <p>おって、平成10年 6 月12日児発第456号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行については、廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 暫定定員及び保護単価の設定について 第2 民間施設給与等改善費について 第3 教育費の取扱いについて 第4 見学旅行費の取扱いについて 第5 入進学支度金の取扱いについて 第6 特別育成費の取扱いについて 第7 医療費の取扱いについて 第8 就職支度費の取扱いについて 第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 第11 専門里親について 第12 親族里親について 第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について 第14 徴収金基準額等について 第15 児童入所施設における措置費等の経理について

改正後

- 第1 暫定定員及び保護単価の設定について
 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）
 （略）

現行

- 第1 暫定定員及び保護単価の設定について
 1 暫定定員の設定について
- 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数とその施設の定員に満たない場合においては、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。
 なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。
- 算式1
 [前年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）]×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）
- 算式2
 [直近3年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）÷30.4日÷12月÷3年（小数点以下の端数切り上げ）]×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）
- 算式3
 [前年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数÷12月（小数点以下の端数切り上げ）]×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）
- 算式4
 [直近3年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数÷12月÷3年（小数点以下の端数切り上げ）]×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）
- (注) (1) 1.11は90パーセント分の100パーセントで、10パーセント以上の開差は認めない趣旨であること。
 (2) その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が定めるものとする。こと。
 (3) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙(1)の様式による「事務費保護単価設定表(3)定員認定表」に明記しておくこと。
 (4) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示（「定員〇〇名（暫定定員〇〇名）」のように。）すること。

改正後

2 事務費の保護単価の設定について

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

現行

2 事務費の保護単価の設定について

- (1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」を必ず備えておくこと。
- (2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

施設種別	職員	職員の定数	
児童養護施設	看護師	乳 児	1.7人につき1人
	児童指導員、保育士	1・2歳児	2人につき1人
		年少児	4人につき1人

- (3) 児童養護施設の小規模施設加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに上記の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。
- (4) 児童養護施設及び児童自立支援施設の職業指導員加算分保護単価は、それらの施設において、児童指導員及び保育士等が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に職業指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
 職業指導員加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(2)の「職業指導員加算保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続きは、毎年度4月末日まで協議書を当省あてに送付すること。
 なお、職業指導員は、協議により認定された者がいる場合に対象となるものであって人事異動、定年退職等により承認された者が、その施設にいなくなった場合には加算できないものであること。
 おって、対象児童数が極端に少ないもの(保育士、指導員の1人当たりの受持数に満たない場合)、指導時間が極端に少ないもの、保育士、指導員以外の職員についても交付要綱の職種別職員定数表に掲げる員数を下回っているもの等は承認しない方針であるので、家庭支援専門相談員や個別対応職員等への振り替えを指導されたい。
- (5) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (6) 児童養護施設の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること

改正後

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が10名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

現行

(7) 児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。

(8) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価は、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については平成18年6月27日雇児発第0627002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、母子生活支援施設については平成13年8月2日雇児発第508号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(9) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に、児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇児発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

また、乳児院(定員50人以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員50人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、特に処遇が困難なものが4人以上入所している施設であって、母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

特別生活指導費加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(3)の「母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続は、毎年度4月15日までに協議書を当省あてに送付すること。

(13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

改正後

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の基幹的職員加算は、平成〇〇年〇〇月〇〇日雇児発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「〇〇〇について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(18) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) (略)

(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及びファミリーホームの被虐待児受入加算保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

4 (略)

現行

(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子指導員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(15) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア担当職員加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(16) 児童養護施設の看護師加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(17) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) 乳児院病虚弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日雇児発第458号本職通知「乳児院病虚弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

4 施設の新設に伴う事務費の支弁について

(1) 施設の開所に際しては、事前の職員の雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日(実際に児童を入所させる日をいう。)は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分(ただし、1か月分の半額)についても支弁を行うことができること。

改正後

第2 民間施設給与等改善費について
1 (略)

現行

(2) 施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連絡し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立し、設備の規模に関係なく、その計画に基づき段階的に認可するか、又は暫定定員を設けることとし、定員と現員との著しい開差を生じないように十分留意すること。

第2 民間施設給与等改善費について
1 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の(1)及び(2)により算定するものとする。

(1) 基本分

施設の区分	職員1人当りの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15	13	2
C階級	10年以上12年未満	13	11	2
D階級	8年以上10年未満	11	9	2
E階級	6年以上8年未満	9	7	2
F階級	4年以上6年未満	7	5	2
G階級	2年以上4年未満	5	3	2
H階級	2年未満	3	1	2

(2) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備（「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセントを加算する。

イ 加算対象施設

乳児院

ウ 本加算を受けようとする施設は、別紙(1)の「(5)管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し）を添付し、県本庁に申請するものとする。

エ 県本庁は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。

オ 本加算分は平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の3の(3)にいう限度額に含まれるものとする。

改正後

2 (略)

(1) (略)

(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、婦人保護施設、児童福祉施設(自立援助ホーム及びファミリーホームを含み、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものであること。

(3) (略)

(4) (略)

第3 教育費の取扱いについて
(略)

現行

2 施設の区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次により行うこと。

(1) 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなして算定すること。

(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、婦人保護施設、児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものであること。

(3) その施設の職員1人当たりの平均勤続年数は、前記(1)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となつた職員数により除して得た年数をいうこと。

(4) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその施設の職員の異動があつても、加算率の改定は行わないものであること。

ただし、1の(2)の管理費スプリンクラー設置加算分については、設備設置の翌月から加算することができるものであること。

第3 教育費の取扱いについて

1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当たっては学校長の指定証明を徴すること。

2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級的全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブ的全児童が必ず購入することになっている用具類に限られること。

なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給がない場合には、これを支弁して差し支えないこと。

改正後

現行

第4 見学旅行費の取扱いについて
(略)

第5 入進学支度金の取扱いについて
(略)

第6 特別育成費の取扱いについて
(略)

第7 医療費の取扱いについて
(略)

第4 見学旅行費の取扱いについて

見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童数及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとること。

なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育課程において実施される見学旅行の参加に要する費用に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学校第2学年在学時において繰上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないこと。

また、見学旅行には疾病等による特別の事情がない限り参加させるよう配慮すること。

第5 入進学支度金の取扱いについて

入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年に入学し又は中学校第1学年に進学するものに対し支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。

第6 特別育成費の取扱いについて

特別育成費の支弁対象となる児童は、別途本職通知「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」に基づき高等学校等に在学する児童及び高等学校第1学年に入学する児童とすること。

なお、この経費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。

第7 医療費の取扱いについて

医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。

- 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。
- 2 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。
- 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。
- 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにすること。
- 5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。

改正後

現行

第8 就職支度費の取扱いについて
(略)

第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて
(略)

第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について
(略)

第11 専門里親について
(略)

第12 親族里親について
(略)

第8 就職支度費の取扱いについて

- 1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給すること。
なお、支弁に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。
- 2 特別基準については、就職支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。
ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。
(1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等
(2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて

- 1 大学進学等自立生活支度費は、施設において児童の大学等への進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付又は口座振込の方法で支給すること。
なお、支弁に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。
- 2 特別基準については、大学進学等自立生活支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。
ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。
(1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等
(2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等
- 3 なお、日中に就業し、かつ、夜間に大学等へ就学するため措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について

里親が乳児院、児童養護施設等または他の里親を活用して一時的な休息のための支援を受ける場合には、別途本職通知に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。

第11 専門里親について

専門里親については里親の一形態であるので、専門里親手当を除き交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。

第12 親族里親について

親族里親については里親手当は支弁しない。その他の規定については里親の一形態であるので、交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。

改正後

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について
(略)

第14 徴収金基準額等について

1 徴収金基準額について
(1) (略)

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのもの（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）について、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

現行

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について

1 国庫負担金の交付の決定について

国は、入所施設分の措置費等について都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長からの申請に基づいて、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長に対し、都道府県分国庫負担金及び市町村分国庫負担金の年間分につき交付の決定を一括して行い第4・四半期において年間分の所要額調書を徴し必要な過不足調整を行い、年度末に交付の決定の変更措置がとられ、その年度における年間交付額の実質的決定がなされる予定であるので、都道府県知事は、都道府県及びその管内の市町村に対する国庫負担金の配分交付に当たっては、その申請内容及び過去の支出実績を十分検討の上、すみやかに交付の決定又は変更を行うこと。

なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定であるのでそのつどすみやかに市町村に対してこれを示達すること。

2 措置費等の支弁について

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び市町村がその支弁すべき施設に対して措置費を支弁する場合には、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分を概算支弁するように努めること。

第14 徴収金基準額等について

1 徴収金基準額について

(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（母子生活支援施設及び助産施設に係るものについては中核市及び市町村を含む。この項において以下同じ。）において適正かつ簡明に行えるよう、表1の各月初日（月の途中に入所した者についてはその月の初日。この項において以下同じ。）の措置児童等（母子生活支援施設については世帯、助産施設については妊産婦。この項について以下同じ。）の属する世帯の課税階層の区分等に応じ、措置児童等1人当たりの基準額が定められていること。

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのものについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

改正後

(3) (略)

(4) (略)

2 私的契約児童に係る利用料について

措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たりの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（自立援助ホームは除く。）ものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
(略)

別紙(1)～(3) 略

現行

(3) その世帯の各階層区分の確認については、次によること。

- ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照合するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うこと。
- イ 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認は、その市町村に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うこと。
- ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書をそれらの機関から徴して行うこと。
- エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認の方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを児童保護台帳等に添付しておくこと。なお、上記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けること。

(4) 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。
なお、4月から6月の間における当該年度分の市町村民税の課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するにあたっては、その状況が不明である場合もあるので、各々、前年度分、前々年分の課税状況により認定を行うものとする。

2 私的契約児童に係る利用料について

措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たりの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されないものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
児童入所施設における措置費等の経理については、別に定めるところによること。

別紙(1)～(3) 略

(案)

雇 児 発 第 号
平 成 年 月 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 の 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成21年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
地域小規模 児童養護施設	円 223,280	円 219,610	円 217,160	円 215,940	円 214,710	円 213,490

地域区分 区 分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
地域小規模 児童養護施設	円 212,260	円 211,040	円 209,820	円 208,590	円 206,140	円 202,470

(うち管理費 41,378円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇 児 発 第 号
平 成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成21年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	円 140,340	円 138,010	円 136,460	円 135,690	円 134,910	円 134,140

地域区分 区 分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	円 133,360	円 132,590	円 131,810	円 131,040	円 129,490	円 127,160

(うち管理費 34,891円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。